

中小企業の皆様へ
相談支援 **無料** の
ご案内です!

働き方改革

経営者の相談に
お応えします!!

Way of working reform



残業時間を削減するにはどうすれば…。

パートさんの待遇を改善したいけど…。

人手不足の解消に必要な対策って…。

生産性向上って具体的に何をしたら…。



社会保険労務士・中小企業診断士などの専門家に対応します

群馬県働き方改革推進支援センター

相談受付 **2018.4/2月**～**2019.3/29日** (金)

開設時間 平日9:00～17:00 (12/29～1/3を除く) 場所 前橋市元総社町528番地9

群馬県社会保険労務士会

まずはフリーダイヤルへお電話を

0120-486-450

☑ hatarakikatakakaku@gunma-sharoushi.com
(来所・メールによるご相談もどうぞ)



JR新前橋駅より徒歩約15分



平成30年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

経営者のチカラになります!

お気軽にご相談ください。

こんな相談にお応えします

- 「同一労働同一賃金ガイドライン案」は何？
- 生産性向上による賃金引き上げの支援制度は？
- パートタイマーなどの処遇を改善したい
- 人材不足に対応するにはどのようにしたらよいか？
- 36協定について詳しく知りたい
- 必要な「就業規則」の見直しには？
- 労働時間の適正な管理方法について
- 各種助成金について教えてほしい
- 多様な働き方を導入するには？

ご相談パターン

1 相談

支援センターでは相談員が常駐して電話・メール・来所による相談に対応します。

お気軽にご相談ください!



2 ご訪問

ご希望により専門家が直接ご訪問します。

ご相談は**3回以内**

3 セミナー・相談会

セミナー・相談会の開催

※スケジュールは別途ご案内します



関係機関との適切な連携を図ります

〈個人情報の取り扱い〉 個人情報(事業所名・相談者氏名・住所等)は、こちらからのお問い合わせのために使用させていただきます。なお、これらの目的以外には一切使用いたしません。